

令和4年1月17日より変更になります

ボランティア行事用保険等加入の皆様

令和4年1月17日より、ゆうちょ銀行振込手数料の変更により、料金受取人負担の払込取扱票を使用する場合でも、振込金額に関わらず110円の振込手数料が加算されます。通帳またはキャッシュカードを利用し、口座からお支払いの場合は、手数料はかかりません。

<振込手数料がかかる場合>

ゆうちょ銀行受付窓口またはATMにて、「料金受取人負担の払込取扱票」を使って現金でお支払いになる場合は、振込金額に関わらず、一律110円の振込手数料が加算されます。

<振込手数料がかからない場合>

ゆうちょ銀行の通帳またはカードを使用して振込手続きを行った場合は、手数料はかかりません。

窓口でご自身のゆうちょ通帳から手続きする場合

「払出表」と「料金受取人負担の払込取扱票」が必要になります。お持ちのゆうちょ銀行口座から、お支払いする形になります。

※支払い件名は通帳に記帳されません。現金を通帳から引き出したという記帳になるそうです。支払った根拠書類は4連目と5連目になりますので、紛失しないようにしてください。

※インターネットバンキングをご利用する場合は、お名前の前に**6桁の社協コード**をご入力ください。

ATMでの手続き方法

お渡しする「料金受取人負担の払込取扱票」の1連目と2連目をATMで手続きしてください。手続き後、ATMより出力される「ご利用明細票」を紛失せずにお持ちください。

※支払い当日中に「ご利用明細票」をゆうちょ銀行窓口を持参すると、4連目と5連目に押印してくれるそうです。

(受領書または振替払込受付証明書が必要な場合はご利用ください。)

振込の手続方法については、手続きされるゆうちょ銀行に直接ご確認ください。

【加入手続きに関するご相談】
横浜市青葉区社会福祉協議会
電話：972-8836
担当：平野

